

秋田市障がい児者日中一時支援事業実施要綱

平成18年9月29日
秋田市福祉保健部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき実施する秋田市障がい児者日中一時支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がい児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

2 この要綱において「障がい児者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知の別紙）に基づく療育手帳の交付を受けている者又は知的障害についてそれに準ずる判定を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）に基づく精神保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障がいについてそれに準ずる判定を受けている者

(4) 障がい児

3 この要綱において「短期入所型」とは、障がい児者の介護を行う者（以下「介護者」という。）が急病、冠婚葬祭、介護疲れその他やむを得ない理由で当該障がい児者を介護することができない場合に、施設において介護する事業（宿泊を伴うものを除く。）をいう。

4 この要綱において「放課後支援型」とは、介護を必要とする障がい児

者のうち特別支援学校に通学する者が、放課後又は春季、夏季もしくは冬季における当該特別支援学校の休業日（以下「長期休暇」という。）において、その介護者の就労等により介護を受けることができない場合に、当該障がい児者の活動する場を確保するため、当該特別支援学校の空き教室等において当該障がい児者を一時的に介護する事業をいう。

（実施事業）

第3条 市は、秋田市障がい児者日中一時支援事業（以下「支援事業」という。）として、短期入所型および放課後支援型を行う。

（事業者）

第4条 支援事業は、市長が適切に事業の運営ができると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の公益法人等（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

（利用者の範囲）

第5条 支援事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 短期入所型については、市内に住所を有し、かつ、第2条第2項第1号又は第2号に該当する者又はその他市長が特に利用を認める者
- (2) 放課後支援型については、市内に住所を有し、かつ、特別支援学校に通学する障がい児者で、介護者の就労等により介護を受けることができない者

（実施場所）

第6条 支援事業を実施する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 短期入所型については、法第5条第7項および第8項に規定する施設で、支援事業の実施に必要な空間および設備が確保されていると市長が認めた場所
- (2) 放課後支援型については、支援事業を利用する者が通学する特別支援学校の空き教室等で、支援事業の実施に必要な空間および設備が確保されていると市長が認めた場所

（利用単位）

第7条 支援事業の利用は、利用時間に応じて利用単位を設け、その単位

ごとの利用とする。

- 2 利用単位は、その利用時間が、4時間以下の場合にあつては1単位、4時間を超え、かつ8時間以下の場合にあつては2単位、8時間を超える場合にあつては3単位とする。
- 3 短期入所型については、支援事業を利用する者1人の利用単位を1月につき6単位以内とする。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ利用単位の変更を申請し、これを市長が認めたときは、この限りでない。
(他のサービスとの調整)

第8条 支援事業は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）又は法第77条に規定する地域生活支援事業（支援事業に係るものを除く。）その他の法令に基づくサービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）であつて支援事業に相当するものが行われたときは、その限度において行わない。ただし、指定障害福祉サービス等を行う前もしくは行った後に、第2条第3項および第4項に規定する事由により介護者による介護を受けることが困難と特に市長が認めたときは、この限りでない。

(利用申請)

第9条 支援事業を利用しようとする障がい児者又は障がい児の保護者は、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、短期入所型にあつては日中一時支援事業短期入所型利用申請書（様式第1号）を、放課後支援型にあつては日中一時支援事業放課後支援型利用申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

(利用の決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請に係る障がい児者の状況等を勘案して支援事業の利用の可否の決定を行う。

- 2 市長は、放課後支援型の利用の可否の決定を行うに当たっては、前条第1項の申請に係る障がい児者の受入れの可否について、事業者と協議するものとする。

- 3 市長は、支援事業の利用を承認する決定を行ったときは、当該決定を

受けた障がい児者又は障がい児の保護者（以下「利用決定障害者等」という。）に対し、短期入所型にあっては支給等決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第3号）により、放課後支援型にあっては日中一時支援事業放課後支援型利用登録決定通知書（様式第4号）により、通知を行うものとする。

- 4 市長は、支援事業の利用を承認しない決定を行ったときは、当該決定を受けた障がい児者又は障がい児の保護者に対して、短期入所型にあっては却下決定通知書（様式第5号）により、放課後支援型にあっては日中一時支援事業放課後支援型利用登録却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用決定の有効期間）

第11条 前条第3項の決定（以下「利用決定」という。）が効力を有する期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 短期入所型にあっては、利用決定の日から同日の翌日から起算して1年を経過した日の属する月の前月の末日（申請時に満18歳に達していない障がい児であって、同日までに満18歳に達するものについては、満18歳の誕生日の属する月の末日）まで

(2) 放課後支援型については、利用決定の日からその日以後最初の3月31日まで

（受給者証の交付等）

第12条 市長は、短期入所型に係る利用決定を行ったときは、利用決定障がい者等に対し障害福祉サービス等受給者証（様式第7号）（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

- 2 利用決定障がい者等は、短期入所型を利用しようとする場合は、受給者証および日中一時支援事業短期入所型利用実績記録票（様式第8号）（以下「利用実績記録票」という。）を提示して当該短期入所型に係るサービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 3 前項の場合において、事業者は、提示を受けた利用実績記録票に利用

実績の内容を記録し、押印するものとする。

(短期入所型の利用単位の変更申請)

第13条 短期入所型の利用に係る利用決定障がい者等は、やむを得ない理由により、現に受けている当該短期入所型に係るサービスの1月当たりの利用単位を変更する必要がある場合は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、日中一時支援事業短期入所型利用変更申請書(様式第9号)を提出して行うものとする。

(短期入所型の利用単位の変更決定)

第14条 市長は、前条第1項の申請を行った利用決定障がい者等につき、必要があると認めるときは、利用単位の変更の決定を行うことができる。この場合において、市長は、当該決定に係る利用決定障がい者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、当該決定を受けた利用決定障がい者等に対し支給等変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第10号)により通知を行い、受給者証にその旨を記入するものとする。

(変更の届出)

第15条 利用決定障がい者等は、有効期間内において、氏名、住所又は障がい児の保護者に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出は、変更届(様式第11号)を提出して行うものとする。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者証の交付を受けた利用決定障がい者等は、当該受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、市長に受給者証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、受給者証再交付申請書(様式第12号)を提出して行うものとし、破り、又は汚した受給者証をこれに添えなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかに受給者証を再交付しなければならない。

(利用の決定の取消し)

第17条 市長は、利用決定障がい者等が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 第5条各号に規定する者に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手續により支援事業を利用したとき。

(3) 死亡、失そうその他の事由により支援事業の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援事業の利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、当該取消しに係る利用決定障がい者等に対し、短期入所型にあつては支給等取消通知書(様式第13号)により通知のうえ受給者証の返還を求めるものとし、放課後支援型にあつては、日中一時支援事業放課後支援型利用取消通知(様式第14号)により通知するものとする。

(契約内容の報告)

第18条 事業者は、利用決定障がい者等と支援事業の利用に係る契約を締結をしたときは、日中一時支援事業契約内容報告書(様式第15号)により、市長に対して報告するものとする。

(委託料)

第19条 市長が短期入所型の実施に係る事業者(以下「短期入所型実施事業者」という。)へ支払う委託料の額は、利用実績および次項に規定する1回の利用に係る基本単価により算定した額(以下「基本額」という。)の100分の90に相当する額とする。ただし、利用決定障がい者等およびその配偶者が市町村民税非課税者(支援事業に係るサービスを受けた月の属する年度(支援事業に係るサービスを受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むもの

とし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。以下同じ。)である場合又は利用決定障がい者等および利用決定障がい者等と同一の世帯に属する者が、支援事業に係るサービスを受けた月において、被保護者等(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者をいう。以下同じ。)である場合における当該利用決定障がい者等に係る委託料の額は、基本額の100分の100に相当する額とする。

- 2 1回の利用に係る基本単価は、1単位の場合にあっては1,500円、2単位の場合にあっては3,000円、3単位の場合にあっては4,500円とする。
- 3 第2条第1号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、かつ、同条第2号の療育手帳の判定欄に「A」と記載されている者又はそれに準ずる知的障害について重度の判定を受けている者のうち、自力での移動が不能なものについては、1単位の場合にあっては3,400円、2単位の場合にあっては6,800円、3単位の場合にあっては10,200円を基本額に加算する。
- 4 市長が放課後支援型の実施に係る事業者へ支払う委託料の額は、現に放課後支援型の実施に要した費用の額の範囲内で別に定める額とする。
(委託業務完了報告)

第20条 短期入所型実施事業者は、短期入所型に係るサービスを提供した月の翌月10日までに業務一部完了報告書により報告を行い、市長は当該報告書を受領した日から10日以内に審査するものとする。

2 前項の業務一部完了報告書には、日中一時支援事業費明細書（様式第17号）および日中一時支援事業提供実績記録票（様式第18号）を添付するものとする。

3 第1項の規定において、翌月10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、業務一部完了報告書の提出期限を順次繰り下げるものとする。

（委託料の請求および支払）

第21条 短期入所型実施事業者は、前条第1項の審査において業務の完了が認められたときは、第19条第1項の規定による委託料の請求を、日中一時支援委託料請求書（様式第16号）により行うものとし、市長は、請求書の受領日から30日以内に当該短期入所型実施事業者に支払うものとする。

（事業者の一般原則）

第22条 事業者は、利用決定障がい者等の意思および人格を尊重して、常に当該利用決定障がい者等の立場に立ち、適切な技術をもって支援事業に係るサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、支援事業に係るサービスの提供に当たっては、利用決定障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

3 事業者は、支援事業に係るサービスの提供に当たっては、法の規定による指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 事業者は、支援事業に係るサービスの提供の終了に際しては、利用決定障がい者等に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 事業者は、支援事業に係るサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用決定障がい者等に対し、サービスの提供方法等

について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 事業者は、その提供する支援事業に係るサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(従業者の員数)

第23条 事業者が支援事業を実施する場所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所型については、次のとおりとする。

ア 法第5条第8項に規定する施設が支援事業の運営を当該施設の運営と一体的に行う場合においては、当該施設の入所者数および支援事業の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに、当該施設として必要とされる数以上とする。この場合において、当該施設が同項に規定する短期入所に係る指定障害福祉サービスを行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）であるときは、当該短期入所に係る指定障害福祉サービスの利用者数（以下「短期入所利用者数」という。）を当該施設の入所者数に加えて算定するものとする。

イ 法第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して支援事業を行う場合においては、当該施設の入所者数および支援事業の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなした場合に当該施設として必要とされる数以上とする。この場合において、当該施設が指定短期入所事業所であるときは、短期入所利用者数を当該施設の入所者数に加えて算定するものとする。

- (2) 放課後支援型については、障がい児者の介護に関する相当の知識および経験を有する専任職員を、利用者数および利用者の障がいの程度に応じて適切な支援が行えるよう常時2名以上配置するものとする。

(内容および手続の説明)

第24条 事業者は、利用決定障がい者等が支援事業に係る利用の申込みを行ったときは、障がい児者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定に準じた説明を行わなければならない。

2 事業者は、社会福祉法第77条の規定に準じ、書面の交付を行う場合は、障がい児者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第25条 事業者は、正当な理由なく支援事業に係るサービスの提供を拒んではならない。

（あっせん、調整および要請に対する協力）

第26条 事業者は、支援事業の利用について市が行うあっせん、調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第27条 短期入所型実施事業者は、その事業所が通常時に短期入所型に係るサービスを提供する地域等を勘案し、短期入所型に係る利用の申込みを行った者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（利用資格の確認）

第28条 事業者は、短期入所型に係るサービスの提供を求められたときは、その提示する受給者証によって、利用決定の有無、利用決定の有効期間、利用単位等を確認するものとする。

（支給の申請に係る援助）

第29条 短期入所型実施事業者は、短期入所型に係る利用決定を受けていない者からの利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて速やかに第9条第1項の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 短期入所型実施事業者は、短期入所型に係る利用決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、利用決定の有効期間の終了に伴う申請について、必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第30条 事業者は、支援事業に係るサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を当該サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から当該サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(金銭の支払の範囲等)

第31条 事業者が支援事業に係るサービスを提供する利用決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障がい児者の便益を向上させるものであって、当該利用決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により、金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに利用決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用決定障がい者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第32条 事業者は、支援事業に係るサービスを提供したときは、利用決定障がい者等から当該サービスに係る利用料として、利用決定障がい者等が属する世帯の課税状況に応じ、別表に定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、支援事業において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる支払を利用決定障がい者等から受けることができる。

(1) 食材料費および調理に係る費用に相当する額を基本とする食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) その他支援事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用決定障がい者等に負担させることが適当と認められるもの

3 事業者は、前2項の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当

該費用を支払った利用決定障がい者等に交付しなければならない。

4 事業者は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用決定障がい者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該利用決定障がい者等の同意を得なければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第33条 事業者は、支援事業に係るサービスを受けている者が偽りその他不正な行為によって当該サービスを受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(健康管理)

第34条 事業者は、常に支援事業の利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談および援助)

第35条 事業者は、常に支援事業の利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支援事業の利用者およびその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(利用者の家族との連携)

第36条 事業者は、常に支援事業の利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第37条 事業者は、現に支援事業に係るサービスの提供を行っているときに支援事業の利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第38条 事業者は、適切に支援事業に係るサービスが提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第39条 短期入所型実施事業者は、次に定める障がい児者の数以上の障が

い児者に対して同時に短期入所型に係るサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 法第5条第8項に規定する施設が短期入所型の運営を当該施設の運営と一体的に行う場合においては、当該施設の入所者数および短期入所型の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設の利用定員および居室の定員を超えることになる障がい児者の数。ただし、当該施設が指定短期入所事業所である場合においては、短期入所利用者数を当該施設の入所者数に加えて算定した数

(2) 法第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して短期入所型を行う場合においては、当該施設の入所者数および支援事業の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障がい者の数。ただし、当該施設が指定短期入所事業所である場合においては、短期入所利用者数を当該施設の入所者数に加えて算定した数

(非常災害対策)

第40条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第41条 事業者は、障がい児者の使用する施設、食器のその他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、実施場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第42条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支援

事業の利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支援事業の利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、他の事業者等に対して、支援事業の利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第43条 事業者は、支援事業に係るサービスを利用しようとする者が適切かつ円滑に当該サービスを利用することができるよう、事業者に関する情報の提供に努めなければならない。

2 事業者は、当該事業者について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第44条 事業者は、その提供した支援事業に係るサービスに関するその利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第45条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市、支援事業の利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに必要な手続を行わなければならない。

(記録の整備)

第46条 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、支援事業に係るサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(事業計画書の提出)

第47条 事業者は、支援事業を円滑かつ適正に実施するため、日中一時支援事業（短期入所型・放課後支援型）計画書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（事業実績報告書の提出）

第48条 放課後支援型実施事業者は、第4条の規定により委託された支援事業が終了したときは、日中一時支援事業（放課後支援型）実績報告書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第49条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（施行期日）

2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（地方公共団体が運営する事業者）

3 地方公共団体が運営する事業者においては、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が支払う委託料は、基本額の100分の100に相当する額に第19条第3項に規定する額を加算した額とする。

4 利用決定障がい者等は、地方公共団体が運営する事業者を利用した場合は、利用者負担額として、基本額の100分の10に相当する額を市に納入するものとする。ただし、利用決定障がい者等および利用決定障がい者等と同一の世帯に属する者が、支援事業に係るサービスを受けた月において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者である場合に

においては、この限りでない。

- 5 市長は、前項に定める利用者負担額について、日中一時支援事業利用者負担額決定通知書（様式第21号）をもって利用決定障がい者等に通知するものとする。
- 6 地方公共団体が運営する事業者については、第32条第1項の規定を適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
（地方公共団体が運営する事業者）
- 2 地方公共団体が運営する事業者においては、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が支払う委託料は、基本額の100分の100に相当する額に第19条第3項に規定する額を加算した額とする。
- 3 利用決定障害者等は、地方公共団体が運営する事業者を利用した場合は、利用者負担額として、基本額の100分の10に相当する額を市に納入するものとする。ただし、利用決定障がい者等および利用決定障がい者等と同一の世帯に属する者が、支援事業に係るサービスを受けた月において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者である場合においては、この限りでない。
- 4 市長は、前項に定める利用者負担額について、日中一時支援事業利用者負担額決定通知書（様式第21号）をもって利用決定障害者等に通知するものとする。
- 5 地方公共団体が運営する事業者については、第32条第1項の規定を適

用しない。

附 則

この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第32条関係）

利用単位 課税状況	1 単位	2 単位	3 単位
	4 時間以下	4 時間超 8 時間以下	8 時間超
市町村民税 課税世帯	150円	300円	450円
市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円
生活保護世帯	0円	0円	0円

備考

- 1 この表において「市町村民税課税世帯」とは、市町村民税非課税世帯および生活保護世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。
- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、利用決定障がい者等およびその配偶者が、いずれも市町村民税非課税者である世帯をいう。
- 3 この表において「生活保護世帯」とは、利用決定障がい者等および当該利用決定障害者等と同一の世帯に属する者が被保護者等である世帯をいう。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。